

会議の公開・議事録の作成について

1 会議の公開について

会議は、原則として公開とする。

ただし、審議の内容を公開することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるときなどは、非公開とすることができる。

2 議事録について

会議の議事録は、事務局が作成した議事録案を出席員が確認し、会長が承認することにより確定する。

議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。